

男性の育児休業－「取得率」向上のその先へ

中里 英樹

近年、男性の育児休業への関心の高まりは著しく、テレビ・新聞などのメディアでも男性の育休をテーマにした特集を頻繁に目にするようになりました。そして、2021年に公表された「2020年度雇用均等基本調査」では、男性の育児休業取得率が12.65%となり、とても達成不可能に見えていた2020年度までの目標(13.0%)にはほぼ届いています。それでも、9割ほどの男性が取得するスウェーデンやノルウェーと比べると遥かに低いですが、各企業における男性の育休取得率が、就職活動中の学生たちや社会へのアピールポイントとして重要になりつつある流れから見ると、引き続きハイペースで上昇することはあり得るでしょう。

一方で、日本での変化の方向と上に見たような国々で目指されている「男性の育児休業取得」の内容とを比較したときに、違和感を拭えない点があります。

よく指摘されるのは休業期間の短さですが、そのこと以上に気になるのは、両親が「一緒に」取得することが強調されがちな点です。2022年4月から段階的に施行される育児・介護休業法の改正点がメディアなどで取り上げられる際も、「男性産休」が中心となり、産後の期間にともに子育てにかかわることの意味が強調されています。もちろん母親の出産直後の時期に父親が休業を取得することは大前提で、多くの国々で「父親休業」などとして別の枠組みとなっています。しかし、こうした国々で男性の「育児休業」をめぐる議論の中心となるのは、母親が職場に復帰した後に父親が「ひとりで」休業を取得する期間の長さです。そこでは、交代の時期に同時に取得することはありますが、長期間、両親そろって休業するということはあまり想定されていません。

日本においても、この先、より多くの男性が子育ての主たる担い手として休業を取得し、母親が安心して仕事に復帰できるようになるにはどのような制度や環境を整えればいいのか。男性の育児休業取得率の向上に加えて、このような議論を進めていくことが必要なのではないでしょうか。



PROFILE

なかざとひでき：甲南大学文学部教授。専門は家族社会学。「子育て期の仕事と生活」が主な研究テーマ。2012年から育児休業の国際研究ネットワークに参加し、スウェーデン、ドイツ、オーストラリアなどとの比較を交えて、父親の育児休業取得に関する実態および制度の研究を行っている。兵庫県内の男女共同参画関連の審議会委員や研修講師等の活動も行う。近著に『どうする日本の家族政策』（共著、ミネルヴァ書房、2021）など。